

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用施設等の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年12月7日(木) 10時00分～11時45分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 研究炉加速器技術部 NSRR 管理課 マネージャー 他2名
臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課 課長 他1名
保安管理部 品質保証課 技術副主幹
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請概要資料
保安規定第9編(NSRRの管理)に係る変更について
保安規定第10編(バックエンド研究施設の管理)に係る変更について
核燃料物質使用施設に係る解体・撤去する設備の記載について
 - ・核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
 - ・核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表
 - ・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	公開しました。
0:00:11	それでは日本は本年度 1 月、向後交通系で申請となると、公立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力工学研究准教授。
0:00:25	昨年様物質使用施設等保安規定の変更認可申請について面談を開始したいと思いますよろしくお願ひします。
0:00:36	それでは最初にですね、
0:00:40	資料の方のご説明をしていただきたいんですが、最初にNSRRではなかったのが副エンド研究施設に関わる変更内容についてご説明をお願いいたします。
0:00:55	それでは戸次技術課モリタからバックエンド研究施設に関する内容についてご説明いたします。資料共有いたします。
0:01:11	はい。資料共有いたしましたこちらで進めたいと思います。
0:01:17	まず一番変更の概要についてになります。変更には体系と概要につきまして、バックエンド研究施設、括弧区域%プルトニウム濃縮ウラン使用済み燃料等の核燃料物質をセル、グローブボックス、フードにおいて取り扱う施設でございます。一部施設に、
0:01:35	一定使用の目的を終了しましたので、設備の解体撤去を予定しております。その件について令和 4 年 11 月 30 日に申請、許可変更いたしまして、この内容を保安規定に反映するというのが今回の内容になります。
0:01:51	また今回の今期分以降に合わせてですね、一部保守管理の通知プロセス、こちらを変更いたします。喜多主な変更内容として①②③予定しております。
0:02:04	①がグローブボックスB村の廃止について。②が、このグローブボックスBの廃止に伴いまして、フードH19H20 の最大取扱量の変更。
0:02:16	最後③番、郡司節管理者N9 通知プロセスが変更になります。
0:02:22	次のページに移りまして、グローブボックスB長尾の廃止についてです。こちらは許可申請した内容とほぼ同じになります。グローブボックスB7、左側にある図面の通りなんですけれども、こちらのグローブボックスB7 と、接続されている必要分設計こちらを、
0:02:42	解体撤去いたします。階段撤去に伴いまして最大取扱量の部分の記載を削除いたします。
0:02:52	続きまして、フードH19H20 最大取扱量変更になります。こちらは同じ部屋にあります、フード 19 フード 21 アングロボックスビルの解体撤去に伴いまして、最大取扱量を変更するという内容になっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:10	最後③番分隣接管理車両通知プロセスの変更、こちらについて少し細かく説明させていただきます。こちらですね、の分隣接パーメーション通知黒須氏の変更という形で、
0:03:24	旧来にですね、原子力施設検査室長から分隣接管理者へ通知するとしていましたところ、
0:03:31	今回ですね、戸次技術課長、これ施設管理者になりますけれども施設管理者から分離施設管理者へ通知するという形へプロセスを変更したいと考えております。この分隣接管理者というのはですね。
0:03:45	第1編の総則に定義された職員でありまして、やはり研究施設のユーザーである研究グループのうち、所長に指名されたものという形になっております。
0:03:55	変更案といたしましては下の四角の通りですね、従前は検査室長から直接文に通知するとしていたところですね。
0:04:06	施設管理者である戸次技術課長から分隣接管理者に通知するというふうに変更を考えております。
0:04:14	続いてその理由についてなんですけれども。
0:04:18	本店の変更についてですね、もともとはもう新検査制度の運用に際して、通知プロセスを定めたところではあるんですけれども、実際の運用ですね、検査に係る通知。
0:04:29	遅いんですね警察庁から半分隣接管理者。
0:04:34	ですね、こちらがどこまでかっているのは警察庁からはちょっと把握が難しいというところで、松戸施設管理者に確認してから松崎岡、確認していたという形になっております。
0:04:47	プロセスが、後年度というところがありまして実際の運営を踏まえまして、施設管理者から分離施設管理者へしっかり通知しますという形に見直すというふうを考えております。
0:05:02	変更に係る確認事項はですね批判整理してありますけれども詳細は、一般参考資料ですね、の通りになります。許可との整合については、グローブボックス解体撤去等については無許可の通りという形になっております。保安規定審査基準の整合については、
0:05:19	許可の内容については使用施設等のその通りですね、今回、通知黒字に変更につきましては、施設管理の項目ですね、そして反映しており、審査基準と整合しております。
0:05:32	最後保安規定に規定すべき事項との整合にいたしましては、同様に使用施設等の操作の項目、他施設管理に関する項目として従前から記載しております

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ので、整合しているというふうに考えております。バックエンド研究施設の概要説明については以上になります。
0:05:55	規制庁の水間で事後的にありがとうございます。
0:05:59	ちょっと。
0:06:01	それでは、こちらから確認したい事項先。
0:06:07	ご質問させていただきます。
0:06:28	前回の行政相談の時にですけれども、
0:06:33	ベッキーば今度、
0:06:37	研究施設、
0:06:41	波が該当になるので、今回デッキだけを、このように変えたという話だったと思うんですけども、その辺りについてもちょっとご説明いただいてよろしいですか。
0:06:58	のでございます。郷委員、管理者についてですね、保安規定の報告において、
0:07:08	こちらですねはい、すいません、米印のところになるんですけども、共通編の部分で定義された職員でありまして、この分に施設管理者を置いているのが別記4。
0:07:21	局長見ますか。こういった形になっております。戸次技術課長が施設管理の統括を行っておりまして、
0:07:31	詳細な研究施設の装置ですとか、グローブボックスフードに関しては分離施設管理者、こちらが行っていると。こういう体制をとっているのは、別記の特徴という形になっておりまして、何で
0:07:45	戸次特有の通知プロセス、こちらについて今回変更を受けるという形になっております。
0:08:06	院長規制庁の梶野です。特に
0:08:11	原子力研究所の中において、
0:08:15	稲見土居氏が糸永非該当だからってということではなくて戸次だけがということでしょうか。
0:08:31	鈴木委員、この企画です。志賀委員、比嘉医長も含めると、第4研究棟が、この分に関管理者。
0:08:42	おいで完了している実績になります。保安規定に定めてあるいわゆる該当施設。
0:08:50	においては、
0:08:52	縁切りだけになりますし、以上です。
0:08:56	所長の三沢でしょ。ありがとうございます。恩田です。はい。
0:09:03	えっとね、ちょっとすいませんと、説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:06	はよくわかるんですが、5 ページに、分管理者ってのは誰ですって米印で、今出てるとか。
0:09:15	あるじゃないですかこれほら、括弧でユーザーである研究グループってこれが、
0:09:20	非常に特徴的なんじゃないかなと思うんだけど、つまり、
0:09:24	今、外科系側でおっしゃってくれたその別記とか第 4 研究棟ってのはその、
0:09:31	ユーザーっていう人たちと、あと施設管理者と管理する側とユーザーする側と二つこう、
0:09:38	なんちゅうか、体制としてあるっていうふうに理解してんだけど、その関係で言うとその別記と第 4 研究というのは特別に、
0:09:49	分離施設管理者っていうのがいますっていうそういう説明とはまた別になります。
0:09:58	議員比嘉秋谷です。今尾野さんおっしゃっていただいた通り、のご理解でいただき、問題ありません。はい。小原さんあります。だから
0:10:09	今説明されてる方がまだ施設なのかな。説明は曾我管理側で、その管理側のもとでユーザーとして使う研究グループである人たちがいるってそういう関係にあると。
0:10:25	電気だけ、その通りでございます。都築副課長が施設管理者何か研究グループ、何とか経理部っていう。7 グループですが分離施設管理者として、別記の管理を
0:10:40	一部を応分にして管理している。どうぞ、はっきりまとめて私技術課長が、施設管理所で管理していくという風にこの通知プロセスも、施設管理者、植木課長から軍についてというのは、すごく真っ当な通知プロセスに、整理、
0:10:59	気にはなるのかなというふうに考えております。
0:11:02	或いは、規制庁の方ですね何でこんなことをちょっと確認したかという今後ねその庁内でいろいろ処分するにあたって説明する気ある、たくさんの人に説明する機会があってちょっとそこで、
0:11:16	必要な情報かなと思ってちょっと確認させていただきましたありがとうございます。
0:11:22	はい。議員が喜田です。ありがとうございます。よろしく申し上げます。
0:11:38	規制庁の水間です。すいません。ちょっと、
0:11:44	職員については、くださいって言って何かあまりよくない話言うかもと思ったんですけれども、ちょっと別の表出になるものとなったんですが。
0:11:55	五味施設管理者。
0:11:59	ちゃん示されたものとあるんですが具体的に、
0:12:04	誰とかがいいいますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:08	井戸の方とかですね。
0:12:10	P何課長とかですね、何かありますか。
0:12:13	はい、警部金飯塚、木田です。主にですね、その研究グループのグループリーダーが、この社長に指名されて、分室ある者となっています。一部ですね、この委員会件以外に、拠点、主に、
0:12:32	玄笥の常駐していない研究グループリーダーのグループの
0:12:40	決算に、研究活動を行っている部分、ものに関しては研究グループリーダー以外で、そのマネージャーとか、その下の者とかが所長に示されていると。
0:12:53	ところになっておりますので、ここちょっとふわっとした書き方になってしまっているんですが、主には研究グループのリーダーが示されています。
0:13:05	シート等でお話をしますありがとうございます。
0:13:08	管理者とは言いつつグループのリーダー的な感じの方が、その病院施設管理者として指名されているということによろしいでしょうか。
0:13:21	はい。植木崎田です。その通りでございます。
0:13:27	申しました秋田五味様で承知しました。ありがとうございます。
0:13:45	規制庁の江崎です。1ページに戻るんですけども、4ページのところになります。
0:13:54	18ページですか、9ページ、日比です。
0:14:01	0木製の銘柄の削除というのは最大取り扱いの変更。
0:14:08	ドーンレイですね
0:14:10	上手に燃料、
0:14:12	ですね、もろもろの検討され取扱量変更になってると思うんですけども。
0:14:18	それぞれの設定した値とかですね。
0:14:22	っていうのはどちらから持ってきているとかですね、具体的にそうした理由っていうの、こちらでご説明いただけますでしょうか。
0:14:35	はい。植木です加茂江田です。今回ですね、フード119フードー、二十、こちらについてはですね、このグローブボックス解体撤去を行った後の研究活動について、研究グループに確認を行いまして、最後、従前ほどですね、取り扱う必要。
0:14:55	ないということで、許可量を新たに設定した形になります。
0:15:05	規制庁の座間です。それでは浅見さんの答えにしたっていうのは、
0:15:11	リベリアに確認した値っていうことですか。
0:15:18	はい、連携ですか。会田です。その通りでございます。研究グループと、今後、このフードの使用計画について相談を行いまして、決定した値になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:38	地域って小野沢ですよ。すみませんありがとうございます。そうですね。その実際の日にはすいません
0:15:45	どういうことに使っていくかっていう1になって、お話いただくことができますでしょうか。
0:15:58	はい。三木井手塚野モリタです。こちらも従前からですねこのフードにつきましては、アクチノ運動科学に関する研究開発の目的に使用しております。ワクチン等のいわゆる分析ですね。
0:16:15	いわゆる質量分析術が原則月、放射能測定そういった形の分析に使用するための、核燃料物質または使用済み燃料の前処理を行う風土になっております。
0:16:35	大園です。ご説明ありがとうございます。
0:16:41	皆さん、規制庁側に5、
0:16:44	追加で、今ご質問ございますか。
0:16:51	特にないです。
0:17:05	規制庁の水野です。心臓、その学校の研究施設から、
0:17:15	質問法案以上なんですけれども、
0:17:21	来工場の根井さんの方はもう、もう到着でしょうか。
0:17:27	基準でできております。
0:17:30	続けました。
0:17:32	ご説明の方お願いいたします。
0:17:48	資料共有いたしますので少々お待ちください。
0:18:08	はい。今、資料は、JAEAのNSRRイワアサと申します。
0:18:14	今、画面に保安規定第9編。
0:18:17	NSRR化に関わる変更についてという資料共有してるんですけど、見えていますでしょうか。
0:18:25	急遽三森さんも見えております。
0:18:27	はい。そしたらこちらから説明させていただきます。
0:18:31	次のページで、
0:18:35	まず概要ですね、今回の変更の目的になります。
0:18:42	基本的には書いてある通りなんですけれども要約するとNSRRの燃料等に設置してるボックスこれはもう使用の予定ないということで、令和2年、
0:18:55	を使用しないということで許可の変更を受けております。本来ならば、ストレートにいけば、
0:19:04	B撤去して、すぐに撤去して保安規定もに關しても上のボックスに削除するのが、生徒のところなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:15	外的要因で予算の計画がうまくいかないというところがあります。で、5 ボックスの解体撤去が現状できていないと。で、
0:19:26	ということで現状に即した形でグローブボックスっていうのがまず一つは使用終了します。二つ目が解体撤去を行う設備ですっていうことを、保安規定の中で明確にしたいっていうのが今回も、
0:19:39	並行に、趣旨になります。次のページに、
0:19:46	家、
0:19:50	はい。次のページ、再度 8 ページの 3 ページいまして、今回の手法の変更は記載の削除追加っていう二本立てになっているんですけど最初は記載の削除に関する部分です。
0:20:05	で、これを再度ページ右側のこの別表 680 っていうのは、現状の変更前の保安規定から引っ張ってきてる表なんですけど実際にこういうふう書いてあります。この表は、
0:20:17	大内大久保リースをグローブボックスは、使用をするときに、9 月を確認しなさいと使用前で電源。
0:20:27	系統確認をなさっていうことが書いてあります。でもこれはもうグローブボックス使わない設備でありますので、この項目、この赤字で困った項目を記載を削る。
0:20:40	というのが、本件一つ、の変更点になります。これはあくまで記載の削除に関する部分です。次のページが、
0:20:50	はい。
0:20:53	次のページは今度は記載の追加の部分で、
0:20:58	そちらのプロ握手会ってあります。
0:21:01	先ほど説明したように、色から記載削除しているんですけど、撤去解体がまだなるんでMも残っておりますということで解体撤去が終了するまでに、
0:21:12	必要な管理について明記します。
0:21:18	二つ追加します。一つは、
0:21:22	宝田板井っていう話なんですけれど、
0:21:27	メールボックスの解体撤去が終了するまでの期間は、基本規定地方、第 3 条に定める手引きを何かと本体施設使用手引き通りですけどもって管理しますっていうのが 1 こと。
0:21:40	それからもう一つ解体撤去に着手するまでは、
0:21:44	施設管理実施計画に、臨床、庄野内野SEの施設管理実施計画に基づいて、点検しますということです。
0:21:54	この文章だけだと、少しわかりづらいので、補足説明を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:59	少し図にしたのが、このページになります。
0:22:04	トレイ左から、加古で、右に行くに従ってこう、
0:22:09	将来の時間軸。
0:22:12	を図にしたんですけれど解体撤去開始ってこの真ん中のラインが一つの区切りになってます。解体撤去前と解体撤去がスタートした。
0:22:21	スタートしてからの、2段構成です。
0:22:26	改訂撤去ぐらいは施設管理実施計画に基づき、管理をしますと。
0:22:32	これはまだ、
0:22:35	解体撤去前は性能維持すべき設備、として、常設管理、
0:22:42	実施計画で定めて、
0:22:44	それで、
0:22:46	協議計画に基づいて管理します用途で具体的には月例点検での外観点検になります。
0:22:53	高井退去前の管理っていうのは、す。前のページの、
0:22:59	リスクは2ページのこの、
0:23:01	ポツ二つに該当します。
0:23:05	会計決着するまでの期間は施設管理実施計画に基づき点検しますという内容に該当します。関江島大課長兼次。
0:23:14	改定撤去開始になると。
0:23:18	今度はもう変えて利益が始まるとバウンダリー、グローブボックスバウンダリーはもう維持、できなくなるので性能維持すべき設備ではなくなりますと、ということで施設管理実施計画の範疇から外れるんですけれど当然何も管理しないというわけではなく、
0:23:33	本体施設の使用手引きっていうのは管理は当然として、解体作業撤去中における作業の管理ですね、具体的には庄野放射線安全取扱手引きや、
0:23:45	一般作業にも適用できる、提供している工事作業の安全管理のルール基準がありまして、
0:23:53	そういった手引きに従った管理が主となります。これは先ほどの、
0:23:59	2ページの、
0:24:01	二つあるポツのうちの上の方ですね。
0:24:06	ええ。
0:24:08	会計けっきょが終了するまでの期間は、
0:24:11	確定的により管理しますといった、
0:24:15	新しく追記する分に、解体撤去開始から完了までは、対応しています。
0:24:22	今日が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:23	今回の変更の説明になります。
0:24:29	はい。
0:24:30	次ちょっと、
0:24:33	ここで1回区切りたいと思います。今度あればよろしく願います。
0:24:47	消えちゃうかもしれないです。ちょっと。
0:24:53	木野黒野確認している事項について、ご質問させていただきます。
0:24:58	最小ですね。
0:25:03	次ページからになります。
0:25:09	プラントの確認なんですけれども、ASR管理校長を反映する、負圧維持費の ずれできない設備。
0:25:17	そして、ラオックス、深作院長。
0:25:22	されるかと思いますが、
0:25:26	特にこれ、すべて削除して問題がで、かつ、このグローブボックスのみであっ たということでよろしいでしょうか。
0:25:39	JAのイワアサですはい。おっしゃる通り問題、間違いありません。
0:25:47	関原さん、別所しました。ありがとうございます。
0:25:50	それでは、ツール。
0:25:55	4ページ5ページに関わる内容なんですけれども。
0:26:03	それじゃ、ほか、よろしいですか。
0:26:13	認定撤去ベースの解体撤去等解体撤去の開始から確認をされる中で、本体 施設使用手引きという言葉が出てきているんですけれども。
0:26:27	こちらも同じ内容ですか。よろしいですか。
0:26:41	JNES少々お待ちください。
0:26:48	ちょっとお調べいただいているところなんですけれども。
0:26:52	一応4ページのところではNSRR本体施設使用手引きという言葉になってお りますのでそれぞれ同じなのかっていうところをですね、確認したいです。
0:27:06	飯野をイワアサですはい。と同じです。
0:27:12	間違いありません。
0:27:14	規制庁の三橋大島氏ありがとうございます。手引きの内容としては、
0:27:22	特に点検のこと、月例点検の外観確認等を快適運営されるということなんです が、
0:27:29	書かれてる内容とかについてご説明いただけますでしょうか。
0:27:42	すいません資料準備、JAEAのイワアサです資料を準備いたしますのでちょっ とお待ちください。
0:28:56	今資料の画面共有します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:01	一つはですね承知いたしました。よろしくお願ひします。はい、馬渡湯浅です今新しい資料が免許したんですけど見えますでしょうか。目標が載っております。はい。その真ん中。
0:29:13	下より少し下ですか2万。
0:29:17	数えくるくるしてるんですけど燃料試験室グローブボックスっていう項目がありまして、
0:29:24	右側に外観項目損傷の有無、給排気系バルブ、グローブボックスのさ、光永輝明系の系統なんですけど、給排気系のバルブが減りある程度確認っていうのが、
0:29:38	具体的な点検の内容になっております。
0:29:45	以上です。
0:29:47	駐車場いつも一緒しましてありがとうございます。
0:29:51	基本的なところで、これについて確認するということです。
0:29:56	今。
0:29:58	一応手引きに基づく側の確認ということで、
0:30:02	1杯理解いたしました。
0:30:30	町長、麻生です。
0:30:32	衛藤。
0:30:37	菅丹徹君である、この経営すいません、2ページの方ですね、院長でございます。
0:30:44	公的病院ファウェイ黒田電気を行う前ですので施設五名、実施計画、
0:30:51	当然ご確認されると思うんですけども。
0:30:55	施設管理実施計画と、特別な施設管理実施計画とはどういったものかという、具体的に、
0:31:04	教えていただきたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。
0:31:08	通りですね、それによって点検しなければならないと、している理由についてもあわせて教えていただければと思います。
0:31:21	湯浅です。少々お待ちください。
0:32:05	から求めて、
0:32:08	国別、
0:32:11	別管理計画というのは、
0:32:15	踏襲セットの操作を相当期間停止する場合、その他、施設管理を行う観点から、特別な状態にある場合においては、
0:32:23	そういったものを作成するというのが、今の保安規定に定められてますのでそういった場合は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:29	この特別な施設管理実施計画を定めるんですけども、現状は通常の施設管理実施計画の中で、グローブボックスの管理を行っております。
0:32:44	院長の水田です。ご説明ありがとうございます。
0:32:48	その中でいいんですけども、特別な施設に相当するものが使用施設等のうち相当期間、提出するものであると理解しているんですけどもその相当期間停止する。
0:33:04	どういう。
0:33:06	今度、どのぐらいの期間であるか等、具体的に教えていただくことができますかというのと、ちょっと、例えばその特別な施設でどこかに定められていたりとかしていますでしょうか。
0:33:30	新原管理課の求めです。その他等々機関の地下の長さについては特に定めはないんですけども、例えば
0:33:40	新規制基準対応で新設を提案ですけど、原子炉施設の方は新規制基準の適合性確認とか、
0:33:49	原子炉を運転しない期間がありました。
0:33:52	そういうふうに施設全体を一度停止して、使用しないっていう期間が長い場合はこの特別な、
0:34:02	第2表等をします。
0:34:06	あともう一つの質問1、特別な施設と先ほど申し上げたと思うんですけども、特別施設のような特別な状態。
0:34:14	ですね。
0:34:16	ありがとうございます。承知しました。ありがとうございます。失礼しました。特別な状態ということです。
0:34:23	状態にある施設管理実績ある設備等の施設が、正式化カンジシ計画という表現が正しいということよろしいですか。
0:34:34	そうですね。はい、答弁いたしました。その通り基本という部分を、それにもなく、運転、
0:34:44	施設全体が承認をしていない期間。
0:34:47	あれば、想定している場合ということで、
0:34:53	江藤助教が理解いたしました。
0:35:25	規制庁もそうです。
0:35:31	うーん。
0:35:39	僕は言いますか。そうです。すみません。お願いしてよろしいですか。はい。
0:35:45	規制庁の本田ですけども今回グローブボックス数を
0:35:51	終了して、解体提供まで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:55	いろいろな手引きとか、施設管理計画に基づいて、管理してしまうというお話で ございますけども。
0:36:03	ボックスの中の汚染の程度っていうのはどのぐらいと把握されているんでしょ うかと。
0:36:11	いうことをお聞きしたいんです。
0:36:13	いうのは、今回第十条、
0:36:18	負圧の維持っていうところと、あと別表の 6。
0:36:22	第 6 でグローブボックスのその中の負圧の維持っていうことが管理しなくなっ た。
0:36:31	ことになるんですけれども。
0:36:34	ぞ。
0:36:35	嘘がそういうことになるだけけれどもそのグローブボックスの中にその汚染が ある程度こうあるとしたら、それはお風呂物を外にね。
0:36:44	拡大しないように防がなきゃいけない。
0:36:48	いうことがあると思うんだけどそれに関して、こういうことで大丈夫なんですって いうことのご説明がいただければなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:37:10	皆様の管理課の今です。もともとここで、
0:37:16	そうです。
0:37:17	不破金治。
0:37:19	といった内容は、
0:37:22	核燃料物質を使用する場合を、維持基準でして、核燃料物質使用収益を基に 今後維持基準を設けられていません。
0:37:32	伊佐の方の汚染の状況なんですけれども、使用、
0:37:37	終了した際には除染を行ってまして、ある。
0:37:43	若干、そうですね。若干あるとは思いますがけれども、ほぼ汚染はないような状 態。
0:37:54	あとは、はい。規制庁の方ですありがとうございます。わかりました。それ今、 除染を行いましたっていうのはあれですかもう、
0:38:06	グローブボックス使用数の終了するっていうのは決まってから最終的に綺麗 にした。
0:38:12	いうふうにとらえていいですか。
0:38:31	沢上川大亀です。はいその通りで使用しないという段階になってからもう一度 綺麗に除染を行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:40	施設の個別ありがとうございました。それで是正の結果ほぼ 13 件除染した結果ほぼ、今のグローブボックスの中には汚染は残ってないですよっていうのは NSRRさんの、
0:38:54	見解でございますそういうことを理解しましたけど、よろしいですか。
0:38:58	はい。その通りです。
0:39:00	はい、ありがとうございました。
0:39:04	以上です。
0:39:07	ありがとうございます。
0:39:17	聞いてないです。1000 時間。
0:39:20	またですね四、五ページに関わる話になるんですけども、本件のブログを複数、
0:39:28	も含め個々の介在提供する設備においても、
0:39:32	開削提供開設懸案埋設管推進計画に基づく管理。
0:39:38	実施しており、
0:39:40	会社化終了までは、本来使用施設、使用定義、
0:39:46	管理、
0:39:49	施設管理等です。作業によって定めるという意味。
0:39:54	管理を行っているということでよろしいでしょうか。
0:40:06	JAのイワアサです。はい、おっしゃる通りで、それを維持すべき。
0:40:11	企画については施設管理実施、計画で、以降については
0:40:18	仕様を手引きで包括的に管理するっていう。
0:40:21	ということ別なのでおっしゃる通り間違いありません。
0:40:28	規制庁ミズノ承知しました。ありがとうございます。
0:40:41	うん。
0:40:42	会計的前は接岸増資計画に基づく管理で、その中で円筒検体使用施設使用の手引きに基づく提言等を行われるということでしたが、
0:40:55	前回撤去開始から考えまでは、3 条によって定める定期。
0:41:01	てかにするとなるのですが、
0:41:05	PHITS管理実施計画のような
0:41:08	ちゃんとございます。
0:41:18	その施設間で実施計画、
0:41:23	久郷にその手引きっていうものがあったのですがその手引きというものが、主に主に主になるということで、
0:41:33	一応上西ているので、何かあるかなと思ったんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:03	はい。杉竹花さんある管理課の案と申します。よろしく申し上げます。まず、施設管理実施計画と手引きの関係でございますが、
0:42:13	施設管理実施計画は、まず、当該施設にある設備は、
0:42:20	維持すべき性能とそれを維持すべき。
0:42:25	ために、行う必要がある、点検等を定めている計画でございます。
0:42:30	で、その計画に基づいて実施すべき点検手順等を、
0:42:35	定めている。
0:42:37	のが、手引きでございます手引きをこういう点検の手順だけではなく、施設管理計画に基づく点検の手順とかだけではなくてですね。
0:42:48	本規程に定める通り、使用に係る手順、
0:42:52	等も定めることとしております。
0:42:55	で、その中でも
0:42:58	当該施設で核燃料、あとは汚染物を取り扱う際の手順等を定めておりますので、そういう手引き類、
0:43:06	については必ずしも施設間実施計画と上下関係というわけではございません。
0:43:16	よろしいでしょうか。規制庁の座間です。
0:43:26	パンテン鉄橋。
0:43:28	停止から周辺までは何か配置に関することとかっていうのは全くないということではよろしいですか。
0:43:40	解体の撤去が開始しますと、維持すべき性能というものがなくなりますので施設管理実施計画。
0:43:52	定めるものがなくなりますのでここではまず施設管理計画の範疇から外れると。
0:43:58	ということになります。
0:44:01	その上で、解体撤去の作業管理という意味で、本体資料、本体施設の使用手引き、
0:44:09	による管理、または、各種所の規定ですね、放射線安全取扱手引き等の作業管理という点で、他の手引きを使って解体撤去のファイルをしていくと。
0:44:22	作業管理をしていくという、説明になるかと思えます。
0:44:32	瀬田ミズノで承知しました。ありがとうございます。
0:44:37	金委員ですけれども、3条に定める手引き、
0:44:41	先ほど本体施設使用手引きについてご説明いただいたんですけれども。
0:44:47	風化しているということで申し合わせ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:51	対前期より低下使い手引き等というふうに書かれているんですけども、ちょっと具体的にというのがあって、またどういう内容であるのかっていうのをご説明いただこうと思うのでしょうか。
0:45:11	DNS少々お待ちください。
0:45:53	の近江イワアサです。
0:45:56	まず、5ページに書いてある放射線安全取扱手引きに従った管理っていうのは具体的に言うと
0:46:04	線量計の着用だとか、
0:46:07	現場のモニタリングですね、放射線量のモニタリングっていうのを、
0:46:12	が、具体的なところで言うと、そういうところになっていきますんで、長って書いてあるんで先ほど説明した、及び工事、作業に関する所内一般的な安全衛生、
0:46:25	ルール学校等にかぶってくるんですけど、そこを、その安全作業の管理のルールで具体的にどういう管理をするかっていうところを一般の作業等で持ち上げる競売at。
0:46:40	PMとか作業連絡体制への掲示とかっていうのが具体的な部分になりますもちろん他にもこれだけではなくて、やってることはもっとたくさんあるんですけどここでは割愛させていただきます。
0:46:53	はい。以上のような説明でよろしいでしょうか。
0:47:03	ございませんでした。しました。ありがとうございます。今ご説明いただいた図と周辺、大丈夫です。
0:47:14	質疑に移らせていただくんですけども。
0:47:21	辻村です。ロックさんを解体撤去作業期間をするまで仁木昆です。開始するまでの期間を、
0:47:33	停止版等、そっち。
0:47:37	基本になります。
0:47:40	頭入れるとして0定量化の確認を行う。
0:47:44	などですね外観点検の具体的なその内容。
0:47:48	について、お教えいただくことができますでしょうか。
0:48:14	はい。JAのイワアサレス書いて撤去するまでは、
0:48:21	一般的に言うとグローブボックスのバウンダリーがきちんと維持されていることの確認になりますね。具体的には外観点検等給排気系のバルブが閉であること。
0:48:34	確認。それから、プルボックスについてるグローブ損傷の上ですね。
0:48:40	ずっと確認を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:42	定期的にやると。
0:48:43	ていうのは、
0:48:44	機械等撤去までの維持管理の維持管理になってきます。
0:48:51	はい。以上です。すいません。規制庁の座間です。特には下げることはなかったんです。
0:49:12	J-イワアサです。江藤おっしゃってるのは多分例えばグローブを取外してそこに閉止版をつけるといったようなことだと思うんですが、
0:49:23	そのような措置は今のところを、
0:49:26	ベースでは予定しておりません。ちょっと私、質問いたしました。
0:49:34	先ほどご説明いただき、ご質問いただいたこの三つについてということで、
0:49:41	理解しております。
0:50:01	ちょっと話が戻って恐縮なんですけれども、規制庁の水間です。
0:50:05	個別の施設管理実施中。これまでに、
0:50:10	管理した設備等はございますでしょうか。
0:50:21	おっしゃられる部分です。
0:50:23	はい。NSRRに関して今までこの特別な施設開始計画を作成して管理したものはございません。
0:50:31	金富沢です。承知しました。ありがとうございます。
0:50:37	首藤は以上なんですけれども、規制上がわからない。追加で質問等ございますでしょうか。
0:50:47	本田さんありますか。
0:50:50	バックは特にはないです。
0:51:04	清町タツモトです。すいません最後の院長から最後質問、
0:51:09	した閉止版の話なんですけど。
0:51:12	クローブボックス数の、その解体撤去、維持、制度維持期間って言うんですかね、どういうふうに管理するのかって具体的イメージがついてないので教えて欲しいんですけど。
0:51:26	この実際の汚染検査もされていて、もう汚れてます。
0:51:32	若干はあるけども言われてませんと、グローブボックスってというのは何ですかね排気系統とかは、何か他と繋がってしょう。
0:51:43	そこに何かまだ進呈しているようなものから、汚染されているような空気なり何なりが来るような状況にあたりするのかってところがちょっと。
0:51:54	イメージがついてないんですけど教えていただけますか。
0:52:06	便座の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:09	さらに求めです、給排気設備ですがグループXの吸排気設備でして、共有しているところは最後の
0:52:19	スタックに合意してるところ的が共有してます。
0:52:24	ですので
0:52:25	他の市市議会も汚染されたものが逆流したりとかそういったことはございません。
0:52:33	霊長タツモトですありがとうございます。
0:52:36	ごめんなさい。スタックでの合流ってのがまたイメージつかつかないですけど、グローブボックスから言った廃棄が、
0:52:42	岡家の合流部分がありますが、そこでの交流っていうの、その戻り流れ込むことはありませんけど、どういう。
0:52:52	どういうご説明になるんですか。
0:53:05	宇井江藤、二つで考慮しているという話をしたんですけども、スタックというのは他の施設質疑からの切り換えに、
0:53:15	空気を浄化したものが、不作為流れ込んできます。
0:53:19	すでに江藤
0:53:22	購入してるラインでは他のところで浄化された空気ですので、
0:53:27	その汚染された空気が流れ込むということはありません。
0:53:34	規制庁タツモトです。わかりました。設計、理解できました。ありがとうございます。
0:53:47	すいません。衛藤。私からもう1点なんですけど、ちょっといつもの質問に対して回答があったのかもしれないんですが追いつけてなくて申し訳ないんですけど、
0:53:59	今、追記しようとしている第11条の2ですか、中身的には体制の4ページですか。
0:54:07	2項の方で、解体撤去に着手するまでは、実施計画なり特別な実施計画で点検しますと。
0:54:17	その1項の方では、解体撤去が終了するまでを手引きにより点検します。管理します。
0:54:28	だけどね、解体撤去が終了するまで実施計画に基づく、または局別の実施計画に基づく管理。
0:54:40	田尾桐木による管理業界を行うことになるんですか。
0:55:08	こっちであるイワアサですはいわかりづらくて大変恐縮なんですけれど、こういった撤去前は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:19	主として施設管理実施計画に基づく管理になると。ただこの施設管理実施計画はその具体的な点検方法をまでは定めて
0:55:29	なくてし、この施設管理実施計画から本体施設使用手引きに具体的な管理が飛んでおります。
0:55:38	ということでこういうふうな記載になっております。
0:55:42	はい。以上です。
0:55:43	の説明でよろしいでしょうか。私の質問は規制庁だと思うんです。私の質問に対してはイエスということでもいいですかね。その解体撤去が終了するまでの期間は、第2項に定める実施計画または特別な実施計画に基づく点検をしていて、
0:56:00	かつ、第1項に示す手引きによる管理をしているという理解でよろしいですか。
0:56:08	NSRR湯浅です。はい、おっしゃる通りです。
0:56:13	竹本ですありがとうございます。理解できました。
0:56:23	井沢さんこちらからの質問以上です。
0:56:27	規制庁の安西生田目今、
0:56:32	ご説明いただいたところについてはここにはないんですけども、
0:56:37	2点目の質問なのですが、敷設管理費計画の増加額なただけでOK他についてはすべて同じということよろしいですか。
0:56:56	井原の求めです。解体撤去開始しましたら、
0:57:02	新手引きによる管理を行うんですけども、内部ではその、
0:57:07	月例点検で、外観確認するという説明をしたんですが、そういった点検項目はなくなります。
0:57:17	承知しました。ありがとうございます。
0:57:21	そういったところ以外は同じことよろしいですか。はい。それ以外は同じ感じですよ。
0:57:28	すいません。それでは
0:57:30	規制庁じゃないですか、交代撤去。
0:57:33	作業、作業の中での、
0:57:36	もろもろの管理。
0:57:38	そういう意味では若干違うということですか。
0:57:50	解体撤去前と解体撤去開始後です。
0:58:04	遠藤の管理としては同じです。
0:58:09	同じです。
0:58:15	厳格NSRRのアワでございます。解体が解体撤去を始めるまでは、清野。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:23	が、されているかの点検が追加であるというイメージで、
0:58:29	になります。
0:58:35	清町の水野です。小、すいません。
0:58:39	特にそれ以外は、
0:58:44	イコールではないのかもしれないと、私の方で思ってしまったんですけども。
0:58:50	佐野作業内容が回答できないと、一応ここは作業内容が変わりますが、
0:58:58	基づく安全取扱手引きですとか、こういう作業を一時に基づく
0:59:04	管理は同じです。そうですね。
0:59:06	はい。承知しました。ありがとうございます。
0:59:10	水野さんちょっといいですか。
0:59:12	規制庁タツモトです。今のところですね、今、今のところというか今までずっとやりとりをしていて、今日は施設管理実施計画がありますと、または特別な実施計画がありますと。
0:59:28	あと手引きがありますと、あと手引き、あと各種規定があるので、各種規定もあります。それ、それぞれいろいろな定めている文書があって、衛藤。
0:59:39	ページ数で言うと5ページですか。せっかく、解体撤去前と解体撤去開始から、こ緑と青で分けてもらってますけど、その緑の部分では、何に基づいて、何をしているのか、要は実施計画に基づいて、何をしているのか。
0:59:54	または、どういう時は、特別な実施計画に基づいて、何をするのか、その実施計画の下の手引きなのか、ちょっとそこら辺、正確には書いていただきたいんですけどその手引くなるもの。
1:00:08	ではどういうことをしているのか、今度青井の方に行くと、同じようにですね、実施計画プラス、
1:00:17	手引きで何をしているのか、それぞれの違いがわかるように、何の文章に基づいて何をし、しているのかっていうのをちょっと整理していただきたいんですけど。
1:00:29	東京港等でも、あと、また生産設備ですか。新開確認しますとかDM損傷の有無を確認しますとか、あと線量計の着用にモニタリングしますとかいうのは、ご説明ありましたけど。
1:00:42	実際どういう検証に基づいて何をするのかっていうのを、もう少し整理して、面談資料に入れてもらってよろしいですか。
1:00:55	NSRRです。承知しました。この5ページ、もう少し整理して、
1:01:00	木下と思います。
1:01:03	ありがとうございます。溝田さんすいませんこちらは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:10	規制庁ございました。ありがとうございます。
1:01:21	施設長の座間関がご説明いただいた面談資料のほかに、
1:01:28	ちょっと今回の面談のためにご存知いただいた整理表。
1:01:32	そうですね。整理表と。はい。
1:01:39	もう1個面談資料でもうちょっと何かを最後の方ありませんし、ちょっとね。
1:01:45	一つ。
1:01:46	一番最後のところでさっき、
1:01:56	制度の水も付けてもらう。これの、
1:01:59	13ページ以降ですか、ご説明いただいてよろしいでしょうか。
1:04:21	規制庁です。原子力機構側は今何か作業されてます、お話しされてます。
1:04:34	ダムはそうですね。
1:04:40	あんたに、院長規制庁です原子力機構合わせ届いてますか。
1:04:45	NSRRは聞こえています。
1:04:52	ちゅ旧技術課も聞こえております。
1:04:56	保安全管理原価研修になって大変申し訳ございません。ちょっと、
1:05:02	音声のホームを切っていました。
1:05:04	確認に関わる開催的に関わる機関へ説明をさせていただきます。資料ではなくてデスクトップの画面が共有されちゃってます。
1:05:17	そうですね。少々お待ちください。
1:05:25	すみません、少々お待ちください。
1:05:38	処理ですので、所長の井田水野です。小寄生虫アワ資料三つですか。
1:05:47	す。
1:05:48	わかります。はい。ありがとうございます。もしよろしかったらもう。
1:05:54	どうぞよろしく願いいたします。大変申し訳ありません。ちょっと説明の方もちらんさせてもめます。原子力科学研究所保安全管理部のし、
1:06:03	知識、今から核燃料物質使用施設に係る解体撤去する設備の記載について説明させていただきます。
1:06:16	こちらの方は解体撤去されてる設備の記載についての区画概要となっております。
1:06:27	ような目的を核燃料物質の取り扱いをやめる使用施設を、核燃料物使用許可からですね、削除する前に、知久家について松野。
1:06:37	次へ、フロー図を用いて説明の方を発展もさせていただきます。ここ、
1:06:45	ここで簡単な説明を
1:06:48	いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:49	大きく分けてふたパターンに分かれるとしております。スターのふたパターンなんですけれども
1:06:57	区別する判断をですね、当該使用設備等の解体撤去に係わる計画外費用、押さえを含めて明確になってるかどうかで判断の方をしております。
1:07:09	一つ目のパターンが解体撤去にかかる四分価格を測れ計画が明確なパターンとなっております。こちらのパターンについては変更許可と保安規定からつつ、
1:07:23	当該強い当該使用設備に関わる記載を削除するということとなっております。
1:07:30	二つ目のパターンといたしまして主要な目的を終えているが解体撤去にかかる計画が明確でないパターンとなっております。
1:07:40	こちらの方はですね、変更許可、保安規定から当該証跡に係る記載を削除。
1:07:48	それと、
1:07:49	主にですね、鬼頭米使用設備等を変更許可、保安規定に主要施設の設備のうち、使用終了し、1、
1:08:00	1時間にする設備として管理を行うため、管理に関わる記載を
1:08:07	追加するというものになっております。先ほどですねNSRRの変更に関わるどころ説明したんですけれども。
1:08:19	こちらNSRRの資料本の目的は汚濁MOXIについてはですね、先ほどNSRRの説明の通り、対
1:08:31	汚水予算が確保されているとして変更企画とかも取得したんですけれども、今後ですね、ちょっと批評アノンめのが、
1:08:43	たたない状態になったため、ほぼ保安規定で核燃料物の使用を終了し、解体撤去を行う設備、そして久賀管理それん。
1:08:54	認可申請をしたということになっております。
1:08:59	引き続き守りましてこちらの方は粥、
1:09:04	クローズとなっております。一番左側からスタートというところでこちらですね、石井様の目的を足し合わせての改定の検討開始というところで、9、
1:09:19	こちら、解体撤去の検討を行って、
1:09:23	いたしまして、そのままん。
1:09:26	右に移りまして、こちらでですね、市解体撤去の伊井乳業さんは、仮把握をされているか、支出ないかの判断をいたします。
1:09:39	1回確保されていたらこちらですね変更期、他の方で、市の設備に係る機器の削除。
1:09:49	で、こちら変更許可にするときにですね、市、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:55	市、認定書に解体撤去に係る説明書の方はつけさせてもらって、スケジュール等の方は
1:10:05	お示しするという形で載っております。
1:10:09	こちらの変更許可の方は機器、
1:10:13	高くされましたら、この辺は
1:10:17	保安規定の変更をいたします。
1:10:21	こちらは保安規定で使用設備等に係る負圧点検等の記載を削除するという申請をし、そちらの方が
1:10:32	認可されましたら、主要設備を解体撤去するという形となっております。2番です。ええ。
1:10:42	必要に応じてというところでちょっと破線でお示したんですけども、平面図、設備に関わる場所の平面図があった場合は、各媒体撤去が終わった後にさ、削除するという。
1:10:59	いう保安規定の変更申請をするという流れとなっております。
1:11:03	一方で、
1:11:06	一番最初に、も戻りまして、解体撤去する日予算が、か。
1:11:13	把握をされてじいない場合ですね、そちらの方はC、下に行きまして、変更既許可申請で、
1:11:24	主要設備に係る記載は削除するとともに、先ほど少し説明いたしましたし、施設の設備のうち、使用を終了し、
1:11:34	医師管理する設備の
1:11:38	エントリーするという、変更許可申請をいたします。
1:11:42	そちらの変更許可申請が、
1:11:46	ありましたら、保安規定の方も、先ほど説明した変更許可申請と同じ内容で紙用設備に係る記載を削除ん。
1:11:58	また、主要施設の解体設備の終了を維持し維持管理する設備を期するという変更をいたします。
1:12:08	ずっと、こちらの保安規定がね、動かされましたらこちら、維持管理する設備に関わる場所を、
1:12:22	危機管理するところになっております。お金が強い聞きましたら、変更許可申請で、
1:12:34	維持管理する設備に関わる場所を、変更許可申請と保安規定で、
1:12:41	駆除する、変更申請を行いまして、
1:12:46	要望設備等を解体撤去するという流れとなっております。
1:12:53	今回ですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:55	NSRRのバーいというところでちょっと、
1:12:59	原河川と破線でお示しし、
1:13:03	いましたが、こちら
1:13:07	NSRRの場合は
1:13:11	大きな二つのパターン 2 は、福丸東。
1:13:16	イレギュラーな対応と言ったらちょっと変な話なんだけどこのようなところで、本保安規定から維持管理する設備、鈴木氏、
1:13:26	運用していくという形になっております。
1:13:33	以上は解体撤去する設備に関わる説明となっております。
1:13:39	以上です。
1:13:48	長三森です。ご説明ありがとうございます。
1:13:58	何なんだろうと言いますか以前も何か聞いているところではございませんが 3 月期次第というのはどれくらいでしょうか。
1:14:09	そういうところは、
1:14:11	力になるところではございますのでちょっと教えていただきたいんですが。
1:14:16	やはりその予算がつき次第の期間までが長いとですね、
1:14:22	今回その保安規定の認可申請の中で、施設管理実施計画または特別な施設管理費計画。
1:14:32	水本月という話で書いていただいているんですけども、現在施設管理計画でもば予算がつくまで、機械が長い等特別な実施計画、
1:14:44	というような、なのかなと思っているんですけども、津波の判断ですね、どうされるのかということも含めてですね、お伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。
1:15:05	はい。
1:15:08	じゃあ協力機構C、
1:15:14	言うのです。先ほどの質問は
1:15:17	NSRRニック、
1:15:21	麦、質問というところでいいでしょうか。
1:15:25	規制庁の座間です。申し訳ございません。NSRRに係る質問です。
1:15:37	さらに管理課の巴です。まず
1:15:40	施設か特別な施設管理職ではないかという話なんですけれども、ちょっと江藤長橋晶出全体が、
1:15:51	管理する場合には、特別な施設管理計画を定めるとは思いますが、今回はグローブボックス、
1:16:00	に関してもプルボックスを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:04	向いててきそれまでの管理になるので、うちは特別な方ではなくて、通常の施設管理費計画での管理と、
1:16:14	整理しております。
1:16:23	はい。
1:16:26	原子力機構更谷金田でございます。予算の方ですが大変申し訳ございません。引き続き、ということではありますが引き続き予算の確保に向けて
1:16:40	鋭意努力してございますがちょっと、いつまでという、お答えできる、めどが立っていないと。
1:16:49	いうものでございます。
1:16:52	できる限り、次年度の確保を目指して
1:16:58	努力しているところではございます。
1:17:01	すいません確約できるものは今持ち合わせてないというところでございます。
1:17:09	規制庁の須藤です。ご説明いただき、ありがとうございます。
1:17:15	予算について上手いたしますと、特別の適切管理実施計画に関することなんですけれども、
1:17:24	これ申請書において、次、現行の設備については、提供着手するまでの期間、第 14 条の 4。
1:17:33	第 1 項に定める施設管理実施計画、または同条第 2 項に定める特別農林施設管理実施計画に基づき点検しなければならないとされているように、
1:17:49	です。
1:17:53	御説明。
1:17:55	あと、
1:17:57	施設全体が停止したとき、
1:18:01	施設全体はもうと仮定したときには特別な施設管理実施計画になるということですが、
1:18:10	人間がそのようになるっていうところあるんでしょうかということですね。
1:18:15	今回その不安って言って、
1:18:18	尾花先生でこのようにさせていただいてるんですけれども、損害といいますか、先ほどの解体撤去、
1:18:28	サービス内容といいますか、
1:18:31	安定後かどうか落とす際に、めどが立ってから、
1:18:37	解体撤去、
1:18:39	進めていくというか、許可から落としたりとかされるというような話になっておったんですが、
1:18:47	低層になると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:50	それに沿って、そうなるそうですね、
1:18:54	今日からまずお父さんが一応予算が取れない、落とせない状態になるのかなと思いますので、個別の施設管理試験って発生しないのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。
1:19:10	INR求めです。
1:19:12	育てる上、現状の今後も特別な施設管理計画を定めることは、安部柏低いと思います。修設全体を軽視するような予定はございませんので、
1:19:26	特別な施設管理性格を作成するようなことにはなる可能性は低いです。
1:19:38	生存移動済みです。
1:19:42	今回これを済ませたのは、
1:19:45	当然でしょうか。
1:19:47	今月の施設管理費計画という言葉を感じになった理由という。
1:19:53	なぜでしょうか。
1:19:58	おい。
1:19:59	案件の第1編の中で、集会実施計画は、
1:20:05	道路施設管理制作局で実施計画に白いあるということを記載してますので、引き続きそちらの両方を、
1:20:14	記載しております。
1:20:21	古川野崎君ですけれども、一つずつ、どちらになってもいいように、
1:20:30	いえ。はい。はい、規制庁皆様で承知しました。ありがとうございます。まだ記載していたというような形なのかなというふうに思ったんですが。
1:20:45	すいません。ですから、今後の
1:20:49	今後、今回はそのグローブボックスにおいては、改善撤去する手前で、予算確保、扱う確保できなかったという事態になったんですけれども。
1:21:02	後はそうならないように、
1:21:05	事前にですね、それまで、
1:21:10	事前にといいますか。
1:21:14	見通しが立った上で、個別に撤去できる。
1:21:19	とっておいてよろしいでしょうか。
1:21:24	ざるの求めです。はい。この3ページのフローにある通り、
1:21:28	後は、三つ見通しを立ててから許可変更を行うという流れになります。
1:21:37	施設等で使用しました。ありがとうございます。
1:21:42	はい。水野さんちょっと続いていいですか。はい。お願いします。今の11条の2の2項の特別なところですけども。
1:21:52	そもそもこの11条のもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:55	条文自体も、
1:21:57	こういったところの設備と言ってるわけですよね。その 2 項の方では、前項の設備について、
1:22:04	本とか何とか言って、
1:22:06	全部の設備ってグローブボックスかなと思ってますけど、まずこの見方が正しいですかこれ全体の設備やグローブボックスのみを指しているという理解でよろしいですか。
1:22:17	はい、おっしゃる通りです。この条文自体をグローブボックスについてって言うてる中で、その特別な実施計画の方に行くことはない。
1:22:27	完全にはないかと思いますが、何かその特別な実施計画になるときには、そのグローブボックスだけではなくて、施設全体の設備が解体撤去を行う設備になり、それ、
1:22:43	施設として、
1:22:46	特別な施設の実施計画の方に行くって言うなら、その段階ミズノ特別な実施計画を記載するのはわかりますけど。
1:22:54	今の段階で書いてるっていうのを、そのグローブボックスだけを説明していたというその主語に対して、特別な実施計画をやり出すっていうものがちょっと一致してないように読めるんですけど、その点どうでしょうか。
1:23:22	ちょっとお待ちください。
1:23:59	NFR求めです。すいません。昆 1 定の第 14 条の施設管理計画策定の第 2 項の中で総合特別な施設管理時計画を定めるということが記載されてるんですけども。
1:24:12	フレームワークス以外の深見へと使用する設備については、そちらの方で何か 5 が長期間停止するときは、この第 2 項に基づき特別な実施計画を、
1:24:24	定めることとされております。
1:24:29	ちょっと、
1:24:31	経過した第 2 項についても、何か、
1:24:35	あった場合にすぐにこの特別な施設管理計画に移行できるようにと、
1:24:40	まだ駄目じゃないですよ言っているというものです。
1:24:48	規制庁タツモトです。ちょっとまだよくわからないんですけど、衛藤第十四条で 14 条の 4 行目ですか、看護部長です。
1:24:58	ぜひちょっとお待ちください。
1:25:21	規制庁ミズノです。今、
1:25:24	私の理解なんですけれども、特別な施設間停止管理ぜひ計画。
1:25:31	基づき研究しなければならなくなってしまった際の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:36	B案クローブボックスだけば、特別、特別なではなくて施設管理、
1:25:42	PC計画でした。
1:25:44	1日に基づき点検しなければならないということだけにならないように書いていると思っているんですけども。
1:25:59	ちょっともう一度お願いしてもよろしいでしょうか。
1:26:08	皆さんすいませんもう一度質問をお願いします。
1:26:12	今おっしゃってた古藤規制庁ないおっしゃってたことを、
1:26:19	この表についてなんですけれども、特別の施設管理実施計画として、施設全体を停止して運営しなければならなくなった際にも、グローブボックス、
1:26:32	今回のグローブボックス、
1:26:36	木材に今回のグローブボックスにおいてその施設管理の実施計画だけで、元に基づき、点検しなければ内藤だけ帰っていると。
1:26:48	もしその全体では特別の施設管理実施計画で定め、基づき連携しなければならぬというのは、土佐委員。
1:26:58	手嶋からってということですか。
1:27:02	いや、おっしゃる通りです。
1:27:05	今、須田十四条のような施設管理期間策定の2項を、部分選定してます。
1:27:18	第1項で、施設管理計画を定めるということを記載しており、
1:27:23	2項の方で、相当期間である場合、その他別管理法の関係が特別な状態ある場合においては、
1:27:31	それを示した上で、特別二重支局を定めることができるという状況です。
1:27:49	商企生徒等です。わかりました。NSRRが特別な知識協会にある施設、特別な状態にある施設となったときには、この衛藤。
1:28:02	NSRRのグローブボックスについても、特別な、
1:28:08	実施計画に基づいて点検をします。
1:28:12	ということですね。
1:28:14	はい、おっしゃる通りです。
1:28:19	オキサミドで確認しましてありがとうございます。
1:28:39	水野さんすいません、いいですか。はい。はい。ありがとうございます。
1:28:47	船田さん直下はい、えっと、ちょっと一つだけ、確認じゃないんだけどちょっと考え方を、
1:28:56	最後のページのフローのところでは、予算の確保ができていますか。
1:29:04	イエスノーでこう分かれる。
1:29:07	ように分かれることになってるだけの。
1:29:11	これって

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:13	何ていうかその寄与申請の時期によってはね、
1:29:17	予算の確保が間違いなくできてますっていう判断ってすごく難しいと思うんだけど。
1:29:24	これは難しいことに対して何かこう、もっと言っちゃうとその予算確保、間違いはないですっていう案件ってあんまないんじゃないかと、その申請時期によってはね。
1:29:38	予算確保できてますなんてこと間違いなくいえる時期。
1:29:43	どう。
1:29:44	申請の時期が合致しないとうまくいかないと思うんだけどその辺は何かこうを。
1:29:51	確認すべき確認するというか、判断する材料みたいなものは何か。
1:29:56	あるんでしょうか。
1:30:02	はい保安管理品質保証課を椎野です。引地。
1:30:10	予算の仮確保の話なんですけどもホンダ計画がおっしゃる通りなかなかスケジュール通り進まないというところも
1:30:21	今回つうか、しっかりやっぱりその価格。
1:30:28	大体撤去を、
1:30:30	それにあたっては、す。
1:30:33	スケジュールの方をしっかりと切って、そこで変更機械人間に保安規定の方を変更するといったところが
1:30:43	寄付用だと思う。重要だと思うっております。
1:30:47	今まで
1:30:50	C須川にここ、
1:30:54	このような解体撤去をする、変更申請をするといった場合はしっかり保安管理部の方で、解体撤去に関わる日、
1:31:06	7日、ここがしっかりされてるかどうかの方は各
1:31:12	組の方を
1:31:15	いたしまして、変更申請の方を進めていい。
1:31:20	1Aか。
1:31:22	考えて考えてます。
1:31:24	以上です。
1:31:26	はい。規制庁の本田ですありがとうございます申請する申請書書く側の施設側と、それを予算面でね。
1:31:37	ちゃんとチェックするって保安管理部との役割っていうのがあるってことが今わかりましたし、保安管理の方では申請プラスその予算面での、
1:31:49	確保状況を見ながら

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:52	善し悪しを、
1:31:54	判断しますってことはわかりましたのでありがとうございました。
1:31:58	以上です。
1:32:08	井関と思います。ありがとうございます。それでは、
1:32:16	本日、ふんだんのためにご提出いただいた、整理表。
1:32:24	等について、衛藤。
1:32:27	恩田さん。
1:32:28	よろしいですか。
1:32:42	すみません、よろしいですか。
1:33:13	規制庁の水間です。
1:33:18	それぞれですね清兵頭さん、三分、別の紙で押していただいたものがあると思うんですけどもそちらについて
1:33:28	規制庁郷君は、
1:33:31	これを修正した方が良いんじゃないかという点について述べさせていただきたいと思います。はい、恐れ入りますすみません、お願いしました。
1:33:42	まずは、許可、ちょっとごめんなさい
1:33:48	うまく言えないかもしれないんだけど、許可、
1:33:50	との整合、
1:33:53	のところでですけど、
1:34:00	ちょっと待ってくださいね。評価です。
1:34:03	経営しますか。
1:34:07	できれば、
1:34:28	よろしいですか。はい。
1:34:31	PSR。
1:34:33	それだけなんだけど、1 ページ目。
1:34:38	これは 1 ページと 3 ページの 4 ページ。
1:34:41	のところなんだけどちょっとこの後、記載、追記ご検討いただきたいんだけど、説明のところ、グローブボックスの許可申請書からのっていう文章があると思うんだけどこの頭のところに、
1:34:53	弱く確認予防して使用したことによってグローブボックス数を許可書から落としたので、それがわかるようにちょっと。
1:35:02	例えば確認量物質を使用し、核燃料物質の使用を終了したことにより、
1:35:10	とかね、そういった、
1:35:12	ちょっと補足の
1:35:14	プレイズをちょっと追記していただくことをご検討いただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:20	はい、井原です。承知してました。はい。許可との整合は以上です。
1:35:32	保安規定。
1:35:35	審査基準の整合で、まずNSRR行くと。
1:35:42	3 ページ。
1:35:49	麻生です。
1:35:51	今回その管理課長がその回診て、
1:35:58	グローブボックスをそのまま解体撤去完了までちゃんと面倒見ますっていう、
1:36:03	当規程をね、今 11 条の入れるんだけれども、これは、
1:36:09	管理課長の業務が加わりますよっていうふうにとらえると、
1:36:14	NSRR管理課長の職務と合致していますっていうことが、
1:36:20	ある合致しているっていうこととその、
1:36:23	管理課長の職務の範囲内であるよってことも説明が要るかなと思ひまして。
1:36:29	するとその保安規定の七条かどっかでその管理課長の職務を記載した。
1:36:35	文言があると思うんで。
1:36:37	それをこの 3 ページの、
1:36:41	だから今、
1:36:48	カゴメさん違う。だから、三瓶保安規定 7 条の管理課長の記載を
1:36:56	ここで追加するっていうこともご検討いただきたいなと思います。
1:37:03	加納です。
1:37:05	はい。今からご説明いたしました。終わります。
1:37:12	次の 4 ページですね 4 ページはこれ 3 ページからの続きで、まさに十四条の 4 で言ってるその施設管理実施計画。
1:37:23	お話や、
1:37:25	あると書いてあると思うんだけど、第 2 項の、
1:37:30	もう特別なてるやつも、
1:37:33	回るべきかなと思うんですけど、4 ページのところではこれはどうですか。
1:37:39	そうですね。はい。こちらも特別第 2 項に追記します。よろしくお願ひします。
1:37:47	それと次はベッキーなんですけど。
1:37:52	ちょっとこれはすごく非常に細かくて恐縮なんですけど
1:37:58	変更後の方はもらう。
1:38:04	別表第 3-1。
1:38:07	最大取扱量っていう書いてある上、その上の欄、上の行中から上のところに
1:38:14	第五条。
1:38:17	主要施設の使用上の制限っていうことをちょっと入れて、要はこの表がどこの条文ですよってこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:25	わかるようにしてもらいたいです。
1:38:27	その条文自体は当然全部書く必要ないんで省略してもらえればいいかなと思います。
1:38:35	いかがでしょうか。
1:38:37	原子力機構べきですから前田です。コメントの件、承知いたしました。はい。
1:38:47	保安規定審査基準との手整合は以上で、次最後。
1:38:52	保安規定に規定すべき事項。
1:38:56	確認表で、
1:38:59	MSRなんだけども、このこの左の背景の欄、
1:39:05	売系の欄のちょっと、
1:39:07	日本語が変なわけじゃないんだけどそのグローブボックスの許可からの削除に伴っていうフレーズを、
1:39:17	1号を当該施設にゆ設備における核燃料物質の使用を終了したことから、
1:39:25	後に入れた方がいいかなと思います。読むと、当該設備における核燃料物質の使用を終了したことからグローブボックスの許可からの削除に伴い、
1:39:37	9月の維持管理基準仕様を、何々の記載を削除すると。
1:39:46	はいNIS承知いたしました。村瀬若井です。はい。
1:39:50	整理表確認表はちょっと気づいたところ以上です。
1:40:05	どうぞ。ありがとうございます。
1:40:11	終章側から追加での質問事項等ございますでしょうか。
1:40:18	掘場タツモトです特にありません。お願いします。
1:40:22	抽出しました。
1:40:24	機構側から何かご質問等、今確認してありがとうございますでしょうか。
1:40:33	NSRRは特にございません。
1:40:38	あれも特にありません。
1:40:42	ワン管理部からも機器
1:40:44	遠くにございません。
1:40:52	基本のところにございませぬ。
1:40:56	しました。
1:41:02	飯泉鳥飼増子。
1:41:07	今回ですね、面談資料の2。
1:41:11	追加で記載していただきたいというところがあったわけ、思います。
1:41:23	2点、
1:41:25	できれば2点かなと思っているんですけども、すいません。1点を追加になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:34	1.25NSRRの、
1:41:38	5 ページ。
1:41:40	に関するところになります。
1:41:43	清潔、使用手引きとかですね、放射線安全取扱手引きといったところがいろいろ出てくるかと思えますけれども。
1:41:54	それらについて、何をどう管理したん。何について、
1:42:01	両国に水道管理していくのかっていうところを、もう少し詳細にしたもの。
1:42:09	面談資料としてご作成お願いいたします。
1:42:13	1 点なんですけれども、
1:42:21	もし、書いていただけるのであればというところになります。
1:42:25	こちらはバック。
1:42:29	天童研究施設Ⅱに関するところで、5 ページ目のところになります。
1:42:38	今回、
1:42:40	管理者とはっていうところで、要職 1 回行っていただいて、規定されているもの ですということを書いていただいたんですけれども。
1:42:48	野口の、示されたものと、グループ、
1:42:55	どういう形の方であるかっていうところを、書いていただきたいのですが星ら帰 っていただくと、可能でしょうか。
1:43:05	こちら、原子力神戸技術課の盛田です。こちらに、主にグループリーダー等 あることを注記加えたいと思います。
1:43:17	規制庁の水間ですよろしく申し上げます。NSRRの方も修正箇所について、
1:43:23	よろしいでしょうか。
1:43:26	はい。伊奈さらにも承知いたしました。
1:43:47	特にこの程度本日の面談を終了させていただきたいと思いますが、
1:43:55	本当に内容についてもよろしいでしょうか。
1:43:59	はい。結構です。
1:44:02	ありがとうございます。
1:44:04	それでは、原案の方を終了させていただきます。ありがとうございました。
1:44:10	ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。